



山形県公報

平成21年8月14日(金)
第2068号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………(経営安定対策課) ……907

### 告 示

- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁福祉課) ……910
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(置賜総合支庁福祉課) ……同
- 昭和54年12月県告示第2134号(沿岸漁業改善資金の借受資格者)の一部改正……………(経営安定対策課) ……同
- 土地改良区連合の役員の退任の届出……………(庄内総合支庁農村計画課) ……911
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁建設総務課) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……912

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号(不在者投票のできる病院等の指定)の一部改正……………同
- 平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(最上総合支庁地域支援課) ……913
- 同……………(置賜総合支庁地域支援課) ……914

### そ の 他

- 山形県市町村職員共済組合の決算の公告……………(市町村支援課) ……同

## 規 則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第66号

#### 山形県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

山形県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年12月県規則第62号)の一部を次のように改正する。

第1条中「」の定める」を「)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第四条第二項第二号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)並びに農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「農林漁業バイオ燃料法」という。)及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促

進に関する法律施行令（平成20年政令第296号）の定める」に、「に対して」を「及び農商工等連携促進法第11条第1項の認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）に対して」に改める。

第2条第1項中「ごとの」を「又は1認定中小企業者ごとの」に改め、同項の表(1)操船作業省力化機器等設置資金の項償還期間等の欄、(2)漁ろう作業省力化機器等設置資金の項償還期間等の欄及び(3)補機関等駆動機器等設置資金の項償還期間等の欄中「含む」を「含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む）に改め、同表(4)燃料油消費節減機器等設置資金の項貸付限度額の欄中「1,300万円（）」を「2,500万円（）」に、「1,200万円」を「2,400万円」に改め、同項償還期間等の欄中「含む」を「含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む）に改め、同表(5)新養殖技術導入資金の項償還期間等の欄中「含む」を「含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を含む）に改め、同表(6)乗組員安全機器等設置資金の項貸付けの対象となる費用の欄中「安全カバー装置の設置費用、揚網機安全装置」を「揚網機安全装置」に改め、同表(12)資源管理型漁業推進資金の項償還期間等の欄及び(13)環境対応型養殖業推進資金の項償還期間等の欄中「含む」を「含む。）。ただし、農商工等連携促進法第13条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間5年以内を含む。）、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては12年以内（据置期間3年以内を含む）に改め、同条第3項の表(3)漁業経営開始資金の項償還期間等の欄中「含む」を「含む。）。ただし、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受ける場合にあつては、12年以内（据置期間3年以内を含む）に改める。

第3条中「に係る」を「又は1認定中小企業者に係る」に改める。

第4条第1項中「又は」を「若しくは」に、「限る。）」を「限る。）又は認定中小企業者」に改める。

第5条第3項中「である」を「又は認定中小企業者（団体である場合に限る。）である」に改める。

第6条第1項中「事業計画書（別記様式第2号）」を「知事が別に定める事業計画書（農商工等連携促進法第13条の規定により法の特例の適用を受けようとする場合にあつては当該事業計画書及び農商工等連携促進法第5条第3項の認定農商工等連携事業計画、農林漁業バイオ燃料法第10条の規定により法の特例の適用を受けようとする場合にあつては当該事業計画書及び農林漁業バイオ燃料法第5条第2項の認定生産製造連携事業計画）」に改める。

第7条第1項中「第8条」を「第8条（農商工等連携促進法第13条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に改める。

第10条第1項中「第10条」を「第10条（農商工等連携促進法第13条第1項の規定により適用される場合を含む。）」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

|                  |        |        |         |   |
|------------------|--------|--------|---------|---|
| 連<br>保<br>証<br>人 | 住<br>所 | 氏<br>名 | 申請者との関係 | を |
|                  |        |        |         |   |

|                  |        |        |         |    |
|------------------|--------|--------|---------|----|
| 連<br>保<br>証<br>人 | 住<br>所 | 氏<br>名 | 申請者との関係 | に、 |
|                  |        |        |         |    |

|        |        |  |  |
|--------|--------|--|--|
| 担<br>物 | 保<br>件 |  |  |
|--------|--------|--|--|

|      |      |      |      |    |   |       |
|------|------|------|------|----|---|-------|
| 10年目 | 10年目 | 11年目 | 12年目 | に、 | を | に改める。 |
| 償還額  | 償還額  | 償還額  | 償還額  |    |   |       |
| 千円   | 千円   | 千円   | 千円   |    |   |       |

別記様式第2号(1)から別記様式第2号(12)までを次のように改める。

様式第2号 削除

別記様式第3号中

|      |   |   |   |       |
|------|---|---|---|-------|
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | を     |
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | に改める。 |
| 第11回 | 年 | 月 | 日 |       |
| 第12回 | 年 | 月 | 日 |       |

別記様式第5号（表面）中

|      |   |   |   |    |                      |
|------|---|---|---|----|----------------------|
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | を                    |
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | に、「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県 |
| 第11回 | 年 | 月 | 日 | 千円 |                      |
| 第12回 | 年 | 月 | 日 | 千円 |                      |

知事 殿」に改め、同様式（裏面）第1条中第4号を第9号とし、第3号を第8号とし、第2号の次に次の5号を加える。

- (3) 乙につき仮差押え若しくは差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (4) 乙が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき又は清算に入ったとき。
- (5) 乙が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (6) 乙が甲に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (7) この借入金により改良又は取得された機器等が貸付けの目的に反して使用され、譲渡され、交換され、貸し付けられ、若しくは担保に供され、又は公用収容されたとき。

別記様式第7号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、

|      |   |   |   |    |       |
|------|---|---|---|----|-------|
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | を     |
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | に改める。 |
| 第11回 | 年 | 月 | 日 | 千円 |       |
| 第12回 | 年 | 月 | 日 | 千円 |       |

別記様式第8号中

|      |   |   |   |    |   |
|------|---|---|---|----|---|
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | を |
|------|---|---|---|----|---|

|      |   |   |   |    |       |
|------|---|---|---|----|-------|
| 第10回 | 年 | 月 | 日 | 千円 | に改める。 |
| 第11回 | 年 | 月 | 日 | 千円 |       |
| 第12回 | 年 | 月 | 日 | 千円 |       |

#### 附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日前に改正前の山形県沿岸漁業改善資金貸付規則に基づいて貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第746号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅介護支援事業者の名称 | 事業所の名称及び所在地                            | サービスの種類     | 廃止年月日       |
|----------------|----------------------------------------|-------------|-------------|
| 有限会社ユニオン新庄     | かめさん介護センター・居宅介護支援事業所<br>新庄市東谷地田町17番地の2 | 居 宅 介 護 支 援 | 平成21. 8. 31 |

### 山形県告示第747号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地             | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------------|-------------------------|-------------|------------|
| 特定非営利活動法人置賜自然と共育の村<br>米沢市口田沢3216番地 | ばおばぶ<br>米沢市太田町四丁目1番102号 | 児童デイサービス    | 平成21. 8. 3 |

### 山形県告示第748号

昭和54年12月県告示第2134号（沿岸漁業改善資金の借受資格者）の一部を次のように改正する。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項の表(1)操船作業省力化機器等設置資金の項借受資格者の欄中「(小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業にあつては、無動力漁船若しくは10トン未満の動力漁船を使用して行うもの又は10トン以上20トン未満の動力漁船を使用するものうち知事が別に定めるものに限る。以下この項及び第3項において同じ。)」を削り、「限る。」を「限る。以下同じ。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第11条第1項の認定中小企業者又は同項の認定中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同法第4条第2項第2号ハに掲げる措置を行う場合における当該認定中小企業者（以下「支援認定中小企業者」という。）」に改め、同表(6)乗組員安全機器等設置資金の項中

「同」

を

「沿岸漁業を営む個人、沿岸漁業を営む漁業生産組合、沿岸漁業を営む漁業協同組合、沿岸漁業を営む協業体（漁業生産組合及び漁業協同組合を除く。）、沿岸漁業を営む会社」

に改め、同表(12)資源管理型漁業推進資金の項借

受資格者の欄中「(常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。)」を「、支援認定中小企業者」に改める。

山形県告示第749号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名   | 住 所           |
|----------|-------|---------------|
| 監 事      | 佐 藤 武 | 酒田市久保田字川東32番地 |

山形県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成21年8月17日から同月31日まで縦覧に供する。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 山形天童線
- 2 供用開始の区間 山形市相生町489番4から  
同 679番7まで
- 3 供用開始の期日 平成21年8月17日

山形県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年8月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                         | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長    |
|-----------------------------|------|--------------------|--------|
| 酒田市若竹町二丁目9番38から<br>同 9番21まで | 旧    | 13.5メートル<br>} 13.5 | 14メートル |
| 同 上                         | 新    | 22.0メートル<br>} 13.5 | 同 上    |

山形県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成21年8月14日から同月27日まで縦覧に供する。  
平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 酒田市若竹町二丁目9番38から  
同 9番21まで
- 3 供用開始の期日 平成21年8月14日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第71号

昭和53年12月県選挙管理委員会告示第55号（不在者投票のできる病院等の指定）の一部を次のように改正する。  
平成21年8月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

2 老人ホームの項の表中

|                   |   |            |      |
|-------------------|---|------------|------|
| 特別養護老人ホームやすらぎの里金井 | 〃 | 内表東1       | を    |
| 特別養護老人ホームやすらぎの里金井 | 〃 | 内表東1       |      |
| 特別養護老人ホーム滝山なごみの里  | 〃 | 東青田二丁目6番4号 | に改め、 |

3 身体障害者支援施設の項の表中

|                   |   |          |       |
|-------------------|---|----------|-------|
| 山形福祉工場            | 〃 | 桜田南391-2 | を     |
| 身体障害者福祉ホームコロニーハイツ | 〃 | 桜田南1番19号 | に改める。 |

山形県選挙管理委員会告示第72号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号（公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設）の一部を次のように改正する。

平成21年8月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊 谷 誠

- 「 〃 酒田市琢成学区コミュニティ防災センター 」を
- 「 〃 酒田市琢成学区コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市西荒瀬コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市新堀コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市広野コミュニティセンター
- 〃 酒田市浜中コミュニティセンター
- 〃 酒田市黒森コミュニティセンター

- 〃 酒田市十坂コミュニティセンター
- 〃 酒田市東平田コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市中平田コミュニティセンター
- 〃 酒田市北平田コミュニティセンター
- 〃 酒田市上田コミュニティ防災センター
- 〃 酒田市本楯コミュニティセンター
- 〃 酒田市南遊佐コミュニティセンター
- 〃 酒田市飛島コミュニティセンター
- 〃 酒田市観音寺コミュニティセンター
- 〃 酒田市一條コミュニティセンター
- 〃 酒田市大沢コミュニティセンター
- 〃 酒田市日向コミュニティセンター
- 〃 酒田市南部コミュニティセンター
- 〃 酒田市山寺コミュニティセンター
- 〃 酒田市松嶺コミュニティセンター
- 〃 酒田市内郷コミュニティセンター
- 〃 酒田市田沢コミュニティセンター
- 〃 酒田市東陽コミュニティセンター
- 〃 酒田市郡鏡・山谷コミュニティセンター
- 〃 酒田市南平田コミュニティセンター
- 〃 酒田市砂越・砂越緑町コミュニティセンター
- 〃 酒田市ひらた農村コミュニティカレッジ拠点施設
- 〃 旧酒田市平田中央公民館中野俣分館
- 〃 旧酒田市平田中央公民館北俣分館
- 〃 旧酒田市平田中央公民館山谷分館
- 〃 旧酒田市平田中央公民館山元分館
- 〃 旧酒田市平田中央公民館楯橋分館
- 〃 旧酒田市平田中央公民館緑町分館

に、

「東根市 温泉第二公民館 東根市農民研修センター」を「東根市 東根市農民研修センター」に、「 〃 川西町

- 〃 川西町農村環境改善センター
- 〃 川西町大塚地区交流センター
- 〃 川西町犬川地区交流センター
- 〃 川西町中郡地区交流センター に改める。
- 〃 川西町玉庭地区交流センター
- 〃 川西町東沢地区交流センター
- 〃 川西町吉島地区交流センター」

## 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成21年6月30日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的  
(1) 名称



特定非営利活動法人 九耀環境会議

(2) 代表者の氏名

長沼 敏

(3) 主たる事務所の所在地

新庄市金沢字大道上1835番119

(4) 定款に記載された目的

この法人は、当地域の公益に資する活動を行う団体として、地域住民及び関係する人々に対し、環境保全と災害救助活動ならびに職業能力の開発及び雇用機会の拡大を支援する事業などを行い、地域住民の生活福祉の安定に寄与するとともに市勢の向上をはかるシステムを構築することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証について申請があった。

平成21年8月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成21年7月31日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人美しいやまがた森林活動支援センター

(2) 代表者の氏名

織田 洋典

(3) 主たる事務所の所在地

南陽市萩字長畑855番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、自然の恩恵を享受する人々に対して、森林の生態・林業などの公益的機能を知らせ、保守するための技術の伝承や山での生活文化を知らせるための環境学習事業を通して、森林の持つ不思議さや楽しさなどを感じながら、自然の果たす役割りを伝え、また森林と人間が繋がりがあいながら、生活に関わる資材の供給事業や森林整備事業を展開することにより、森林の持つ持続可能な循環型社会の構築、環境の保全を行います。さらに、森林と密着した地域の人たちと都会の人たちの交流を積極的に促進することにより、森林地域の振興が図られ、自然環境の保全に寄与する事を目的とします。

## そ の 他

山形県市町村職員共済組合定款第5条の規定に基づき、平成20年度決算の要旨を公告する。

平成21年8月14日

山形県市町村職員共済組合

理 事 長 市 川 昭 男

1 組合に属する地方公共団体等について

| 市  | 町  | 村 | 一 部<br>事務組合等 | 合 計 |
|----|----|---|--------------|-----|
| 13 | 19 | 3 | 21           | 56  |



## 2 組合員数及び給料月額について

| 組合員の種別            |     | 一 般       | 市町村長    | 特定消防    | 市町村長<br>長期組合員 | 船員一般    | 任意継続    |
|-------------------|-----|-----------|---------|---------|---------------|---------|---------|
| 組 合 員 数 (人)       |     | 14,521    | 34      | 1,381   | 1             | 6       | 458     |
| 給料月額 (千円)         | 長 期 | 4,902,811 | 19,792  | 449,334 | 620           | 2,095   |         |
|                   | 短 期 | 4,922,343 | 22,831  | 449,334 | 914           | 2,095   | 139,652 |
| 1人当たり<br>給料月額 (円) | 長 期 | 337,636   | 582,118 | 325,369 | 620,000       | 349,233 |         |
|                   | 短 期 | 338,981   | 671,491 | 325,369 | 914,000       | 349,233 | 304,918 |

## 3 組合職員の数について

(単位：人)

| 経 理 単 位 | 業 務 | 保 健 | 宿 泊 | 貯 金 | 貸 付 | 物 資 | 合 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 人 員     | 16  | 4   | 13  | 3   | 2   | 1   | 39  |

## 4 各経理単位の収支状況について

(単位：千円)

| 区 分             | 短 期       | 長 期        | 預託金管理   | 業 務     | 保 建     | 宿 泊     | 貯 金     | 貸 付     | 物 資    |
|-----------------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| ( 収 入 )         |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 負 担 金           | 4,002,702 | 13,132,483 |         | 141,505 | 290,075 |         |         |         |        |
| 掛 金             | 4,099,933 | 7,619,338  |         |         | 214,942 |         |         |         |        |
| 施設収入・商品売上       |           |            |         |         |         | 375,233 |         |         |        |
| 連 合 会 交 付 金     | 388,500   |            |         | 68,643  | 5,837   |         |         | 10,229  |        |
| 利 息 及 び 配 当 金 等 | 6,613     |            | 417,035 | 937     | 2,047   | 1,287   | 221,662 | 233     | 62     |
| そ の 他 収 入       | 415       |            |         | 66      | 56,770  | 466     |         | 369,635 | 53,802 |
| 他経理からの繰入金       |           |            |         | 24,961  |         | 98,937  |         |         |        |
| 前年度繰越支払準備金      | 672,533   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 計               | 9,170,696 | 20,751,821 | 417,035 | 236,112 | 569,671 | 475,923 | 221,662 | 380,097 | 53,864 |
| ( 支 出 )         |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 給 付 金           | 4,450,140 |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 役 職 員 給 与       |           |            |         | 118,189 | 31,491  | 127,478 | 18,595  | 13,055  | 8,163  |

|             |           |            |         |         |         |         |         |         |        |
|-------------|-----------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 旅費・事務費      |           |            |         | 11,137  | 2,593   | 3,429   | 1,778   | 1,470   | 1,632  |
| 商品仕入・飲食材料費等 |           |            |         |         |         | 103,348 |         |         |        |
| 委託費         |           |            |         | 2,179   | 294     | 31,403  |         |         | 2,703  |
| 支払利息        |           |            | 417,035 |         |         | 2,000   | 87,392  | 321,043 | 17,832 |
| 連合会払込金      | 138,572   |            |         |         |         |         |         | 35,913  |        |
| 負担金払込金      |           | 13,132,483 |         |         |         |         |         |         |        |
| 掛金払込金       |           | 7,619,338  |         |         |         |         |         |         |        |
| 事務費負担金払込金   |           |            |         | 60,250  |         |         |         |         |        |
| 連合会拠出金      | 357,617   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 老人保健拠出金     | 136,844   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 退職者給付拠出金    | 579,041   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 前期高齢者納付金    | 1,024,209 |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 後期高齢者支援金    | 1,294,937 |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 病床転換支援金     | 840       |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 介護納付金       | 565,652   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 他経理への繰入金    | 24,961    |            |         |         | 98,937  |         |         |         |        |
| その他支出       | 5,542     |            |         | 29,806  | 374,592 | 155,673 | 40,184  | 13,065  | 10,430 |
| 次年度繰越支払準備金  | 688,217   |            |         |         |         |         |         |         |        |
| 計           | 9,266,572 | 20,751,821 | 417,035 | 221,561 | 507,907 | 423,331 | 147,949 | 384,546 | 40,760 |
| 当期利益金       | △ 95,876  | 0          | 0       | 14,551  | 61,764  | 52,592  | 73,713  | △ 4,449 | 13,104 |

## 5 各経理単位の資産及び負債・資本の状況について

(単位：千円)

| 区 分     | 短 期       | 長 期       | 預託金管理      | 業 務     | 保 健     | 宿 泊       | 貯 金        | 貸 付        | 物 資     |
|---------|-----------|-----------|------------|---------|---------|-----------|------------|------------|---------|
| (資 産)   |           |           |            |         |         |           |            |            |         |
| 流 動 資 産 | 1,629,631 | 1,136,659 | 3,285,101  | 279,418 | 566,186 | 557,459   | 2,880,970  | 237,291    | 812,611 |
| 固 定 資 産 |           |           | 16,804,384 | 5,070   | 4,694   | 903,258   | 11,333,224 | 13,490,562 | 246     |
| 計       | 1,629,631 | 1,136,659 | 20,089,485 | 284,488 | 570,880 | 1,460,717 | 14,214,194 | 13,727,853 | 812,857 |
| (負債・資本) |           |           |            |         |         |           |            |            |         |
| 流 動 負 債 | 37,602    | 1,136,659 |            | 2,437   | 31,403  | 46,303    | 13,534,142 | 512        | 2,457   |
| 固 定 負 債 | 688,217   |           | 20,089,485 | 75,925  | 19,872  | 154,361   | 3,166      | 13,151,016 | 700,846 |
| 剰 余 金   | 903,812   |           |            | 206,126 | 519,605 | 1,260,053 | 676,886    | 576,325    | 109,554 |
| 計       | 1,629,631 | 1,136,659 | 20,089,485 | 284,488 | 570,880 | 1,460,717 | 14,214,194 | 13,727,853 | 812,857 |

平成21年 8月14日印刷  
平成21年 8月14日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056